

知事と大臣との意見交換会ポイントペーパーに対する回答

平成19年12月

厚生労働省

<周産期医療について>

項目	1. 現状の正確な把握 ○ 的確な処方箋を描くため、周産期医療システムに関する全国的な実態調査の実施
提案に対する回答	1. 先般、周産期医療に係る実態調査を行い、10月26日付けで調査結果を公表したところ。 2. その結果、 ① 総合周産期母子医療センターのうち約7割のセンターにおいて、NICUの病床利用率が90%を超えていたこと ② 同センターの新生児及び母体搬送の受け入れが出来なかった主な理由として「NICUが満床である」をあげていることなどの実態が明らかになった。 3. 今後も必要に応じ、都道府県と連携を図った上で、実態調査を実施していきたいと考えている。各都道府県においても県内の実態の把握に努めていただきたい。
対応時期	○ 随時

知事と大臣との意見交換会ポイントペーパーに対する回答

平成19年12月

厚生労働省

<周産期医療について>

項目	<p>2. 人材の確保対策</p> <p>○ 周産期医療を担う医師の効果的な確保策が必要 →専門医研修の充実、臨床研修医や若手医師が従事しやすい環境整備</p>
提案に対する回答	<p>1. 本年5月31日に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」を受け、</p> <p>① 病院勤務医の過重労働の解消のための取組</p> <p>② 地域の実情により分娩数が少なく採算の取れない産科医療機関への支援</p> <p>③ 医療リスクに対する支援体制を整備するため、診療行為に係る死因究明制度（医療事故調査会）の構築等、予算、制度的見直し、医学部の暫定的定員増等を通じて、各般の対策を実効性ある形で着実に実施するところ。</p> <p>2. このような取組みに加え、特に産科・小児科については、</p> <p>④ 医師不足地域や産科・小児科で臨床研修を行う際の補助</p> <p>⑤ 産科や小児科に多い女性医師の再就業を支援するため、女性医師バンクの拡充や、女性医師に復職研修を行う病院に対する支援等にも取り組んでいる。</p> <p>3. なお、専門医については、現在の各学会の取組の位置づけを踏まえ、今後の取組状況、専門医に対する国民の意識を踏まえつつ、引き続き議論していく必要がある。</p>
対応時期	<p>○ 「緊急医師確保対策」の具体化を平成20年度予算で対応。</p>

知事と大臣との意見交換会ポイントペーパーに対する回答

平成19年12月
厚生労働省

<周産期医療について>

項目	3. 医療リスクの軽減にかかる制度創設 ○ 無過失補償制度の早期創設
提案に対する回答	現在、与党から示された枠組みを踏まえて、(財)日本医療機能評価機構に設けられた準備委員会において制度創設の準備が進められているところであり、平成19年度中の創設を目指して、厚生労働省としても取り組んでまいりたい。
対応時期	○ 平成19年度中に本制度の創設を目指し、早期に実施する。

知事と大臣との意見交換会ポイントペーパーに対する回答

平成 19 年 12 月

厚生労働省

<周産期医療について>

項目	3. 医療リスクの軽減にかかる制度創設 ○ 専門家による診療行為に係る死因究明制度の早期創設
提案に対する回答	1. 厚生労働省においては、本年 10 月 17 日に、医学的な観点からの真相究明と医療事故の発生に至った原因分析等を行う医療安全調査委員会（仮称）を設けること等を内容とした第二次試案を公表したところ。 2. 専門性の高い医療安全調査委員会（仮称）が真相究明を行うことは、これまでよりも速やかな真相究明につながるとともに、同様の事態の再発を防止することにもつながると考えており、引き続き検討すべき課題はあるが、第二次試案を土台として、各方面における議論を踏まえながら、出来るだけ早期に成果を得るよう検討していく。
対応時期	○ 第二次試案を土台として、各方面における議論を踏まえながら、出来るだけ早期に成果を得るよう検討する。

知事と大臣との意見交換会ポイントペーパーに対する回答

平成19年12月

厚生労働省

<周産期医療について>

項目	<p>4. 施設整備の充実に対する支援</p> <p>○ NICUの増床につながるソフト、ハード両面の支援策の実施 → ハイリスク分娩加算対象の拡大・適用日数の延長、長期入院患児に対応した算定期間の延長、診療報酬点数の引き上げ</p>
提案に対する回答	<p>(ハイリスク分娩管理加算、診療報酬点数の引き上げについて)</p> <p>1 診療報酬は、疾病、負傷に対する診療行為に対して設定されているものであるため、正常分娩はその評価の対象としておらず、母体や胎児に合併症等の異常がある場合に行われる診療行為について評価を行っているところ。</p> <p>2 特に、平成18年度の診療報酬改定においては、産科医療を重点的に評価する観点から、出産の前後に母胎に合併症等の異常を生じるリスクが高い患者の管理等について、「ハイリスク分娩管理加算」として、新たに診療報酬上の評価を行ったものである。</p> <p>3 平成20年度診療報酬改定においても、産科医療については、ハイリスク妊産婦や母胎搬送への対応が充実するような評価の在り方について検討を行っているところであり、安心できる産科医療を国民に提供できるよう、中医協の議論の中で検討を深めてまいりたい。</p> <p>(長期入院患児に対応した算定期間の延長)</p> <p>1 新生児集中治療室管理料については、NICUにおいて、未熟児等重篤な状態の新生児に対し、医療スタッフを手厚く配置し、集中的に治療を行うことを評価したものである。</p> <p>2 NICUは、新生児に対する高度な急性期医療を提供するための施設であり、成長していく新生児の療育環境としてはふさわしくないと考えられることから、現在のところその算定期間の延長については考えていない。</p>

	<p>3 NICUの後方支援については、現在、省内の関係各局において、NICU対応のための連携を強化するなど、具体的な対応策を検討しているほか、NICUなどの長期入院児を在宅でケアしていくための方策を含め、医療機関や障害児施設で受け入れるための検討も進めているところ。</p> <p>4 こうした様々な取組を通じて、今後ともNICU長期入院児に対して適切に対応を進めてまいりたい。</p>
対応時期	<p>○ 診療報酬の具体的な点数設定については、中央社会保険医療協議会において検討されるため、その対応の是非や期限について、現時点においてお答えすることはできない。</p> <p>なお、次期診療報酬改定は、平成20年4月を予定している。</p>

知事と大臣との意見交換会ポイントペーパーに対する回答

平成19年12月

厚生労働省

<周産期医療について>

項目	<p>4. 施設整備の充実に対する支援</p> <p>○ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの整備・運営に係る支援</p>
提案に対する回答	<p>1. リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設の連携体制の確保などを目的とした周産期医療ネットワークの整備を推進しているところ。</p> <p>2. 都道府県における周産期医療ネットワークの整備が促進されるよう、</p> <p>① 都道府県における周産期医療協議会の設置や情報ネットワークの整備等、周産期医療ネットワーク整備のための助成、</p> <p>② 総合周産期母子医療センターの安定的な運営を確保するための運営費助成、</p> <p>③ 総合、地域周産期母子医療センターを含めた周産期医療施設の施設整備や設備整備に対する助成</p> <p>を行っているところ。</p> <p>3. なお、地域周産期母子医療センターに係る運営費については、地域の周産期医療体制の整備の中で、各都道府県が必要に応じて整備されるものとして位置づけて、助成を実施していないが、その運営に係る支援にあり方については、中長期的な検討課題とさせていただきたい。</p>
対応時期	<p>○ 平成20年度予算において引き続き対応。</p> <p>○ 地域周産期母子医療センターの運営に係る支援のあり方については、中長期的な検討課題</p>

知事と大臣との意見交換会ポイントペーパーに対する回答

平成 19 年 12 月

厚生労働省

＜周産期医療について＞

項目	<p>4. 施設整備の充実に対する支援</p> <p>○ 後方支援病床の整備に係る支援</p>
提案に対する回答	<p>1. 先般、周産期医療に係る実態調査を行い、10月26日付けで調査結果を公表したところ。</p> <p>2. その結果、</p> <p>① 総合周産期母子医療センターのうち約7割のセンターにおいて、NICUの病床利用率が90%を超えていたこと</p> <p>② 同センターの新生児及び母体搬送の受け入れが出来なかった主な理由として、「NICUが満床である」をあげていることなどの実態が明らかになった。</p> <p>3. NICUの病床利用率が高く、また満床により搬送受け入れが出来ない状況を改善する必要があることから、地域における医療、福祉施設の適切な整備、連携体制の構築などに関し、12月26日付けで、各都道府県において、長期入院児の状態などを精査した上で、医療・福祉の資源の具体的な活用策等を策定するよう依頼したところ。</p> <p>4. 併せて、厚生労働省としても、省内の関係各局において、NICU対応のための連携を強化し、具体的な対応策を検討したところ。</p>
対応時期	<p>○ 平成20年度予算案において、児童の状態に応じた適正な移行先の調整を行うコーディネータの配置や在宅生活への移行に対する取組への支援などを盛り込んだところ。また、平成20年度診療報酬改定においても対応することを検討しているが、これに限らず、今後も引き続き検討していく。</p>

知事と大臣との意見交換会ポイントペーパーに対する回答

平成19年12月

厚生労働省

<周産期医療について>

項目	5 国民に対する周知と環境整備 ○ 妊婦健康診査の必要性やかかりつけ医と大規模病院の役割分担について全国レベルでのキャンペーン実施
提案に対する回答	1. 今般、妊婦健診の受診勧奨のため、厚生労働省においては、周知に活用するためのリーフレットを作成するとともに、ホームページに掲載したところであり、都道府県に対してもその旨を理解いただくとともに普及啓発の取組における活用をお願いしたところ。 さらに、政府広報による国民への周知を検討しているところ。 2. 都道府県においても、市町村と連携しつつ、里帰り出産への対応をはじめとして、積極的に妊婦健診の受診勧奨への取り組みをお願いしたい。
対応時期	○ 随時 ○ 併せて各都道府県、市町村における取組をお願いしたい。

知事と大臣との意見交換会ポイントペーパーに対する回答

平成19年12月

厚生労働省

<周産期医療について>

項目	<p>5. 国民に対する周知と環境整備</p> <p>○ 妊婦健康診査に対する市町村財政への支援拡大</p>
提案に対する回答	<p>1. 母子保健法においては、市町村が必要に応じて、妊婦に対して健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨することとしており、公費負担等の取組は、各地域の実情に応じて、実施されているものと認識している。</p> <p>2. また、平成19年度予算において、妊婦健診を充実するための地方財政上の措置を講じたところであり、健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な5回を基準として公費負担を拡充するよう自治体に促しているところであり、秋田県など、積極的に公費助成を実施している自治体もあると認識している。</p> <p>3. このような妊婦健診の充実に関する取組例も踏まえ、厚生労働省としては、都道府県を通じて各市町村における更なる取組を促しているところであり、都道府県においても妊婦健診の公費助成の充実が図られるよう協力をお願いしたい。</p>
対応時期	<p>○ 引き続き各都道府県、市町村における取組をお願いしたい。</p>

知事と大臣との意見交換会ポイントペーパーに対する回答

平成19年12月

厚生労働省

<周産期医療について>

項目	○ 独立行政法人国立病院機構の病院が、周産期医療を継続できるような国の責任において行うこと。
提案に対する回答	<p>1. 厚生労働省としては、独立行政法人国立病院機構の中期目標において、独立行政法人国立病院機構は、地域の中で信頼される医療等を行うことを基盤とすることとしている。</p> <p>これを受け、独立行政法人国立病院機構は、中期計画において地域の中で信頼される医療を行うことを定めており、病院の所在する各都道府県の実情に応じて、総合周産期母子医療センターについては4カ所が指定され、地域周産期母子医療センターについては12カ所の病院が認定されるなど、周産期医療に取り組んでいるところである。</p> <p>2. 厚生労働省としても、地域における周産期医療体制が確保されるよう各都道府県と連携して取り組んでまいりたい。</p> <p>(注) 総合周産期母子医療センターについては平成19年7月現在、地域周産期母子医療センターについては平成19年4月現在の認定数。</p>
対応時期	○ 各都道府県の実情に応じた形で周産期医療の体制構築に必要な対応を実施。

知事と大臣との意見交換会ポイントペーパーに対する回答

平成19年12月

厚生労働省

<周産期医療について>

項目	【関連する検討ポイント】 ○ 産科・婦人科の救急患者が周産期医療施設に過剰な負担をかけていることから、産婦人科に特化した二次医療レベルでの輪番制等の制度化(新潟県)
提案に対する回答	1. リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療ネットワーク事業を実施し、地域の医療施設から高次の医療施設へ妊婦等を搬送する体制を整備しているところ。 2. なお、本年8月に奈良県で発生した事案を踏まえ、妊婦等が救急搬送される場合において、救急患者を確実に受け入れるシステムを構築するため、都道府県に対し、産科救急受入体制の総点検及び必要な対策の検討を促す通知を発出したところ。これを踏まえ、今後とも地域の実情に応じた適切な対応をお願いしたい。
対応時期	○ 都道府県に対し上記内容を含む通知を発出(12月10日)。